



東地申
第5号
9月5日

労働時間の適正な管理と「サンライズ瀬戸・出雲」の 車掌乗務体制の改善を求める申し入れ 団体交渉を行う！②

2. 浜松駅まで引き取りに行った当該社員の7月12日の労働時間については、勤務終了時刻から浜松駅まで往復し、助役へ公金を引き渡すまでの時間とすること。

【会社回答】労働時間については、就業規則に則り取り扱ったところである。

《主な議論内容》

(組合) 就業規則のどの部分を適用したのか。

(会社) 就業規則81条の4項(2)を適用した。会社の仕事を命じたということで「出張扱い」にした。遺失を受け取ること、浜松駅から東京車掌区まで公金を運んでいること、公金を管理者へ返すことまでは、超過勤務と判断した。

(組合) なぜ、本人が取りに行くことになったのかを考えるべきではないか。

(会社) いろいろな方法があるが、取りに行くことは1つの選択肢である。勤務終了後に本人が取りに行くこと自体があり得ない！
ケースバイケースで対応するので、問題はない。

(組合) 超勤時間をどこからどこまでなのかを明らかにすること。

(会社) 12時12分に浜松駅に到着後、12時15分に遺失物を取りに行き、浜松運輸区へあいさつを行い、13時12分の新幹線に乗車し、14時40分に東京駅到着後、14時50分に公金を返納したまでの間である。

(組合) 電話のやり取りを確認して、労働時間を考え直すことはあるのか。

(会社) きちんと把握して、労働時間を適正に判断する。以降、窓口で整理していく。

確認!

3. 貸与品の忘れ物を引き取りに行く場合は、労働時間内の管理者が対応することを基本とすること。

【会社回答】状況により個別に判断する事柄であり、対応者を一律に決める考えはない。

《主な議論内容》

(組合) 労働時間内の社員が対応すること。

(会社) 一律に指定することはないが、労働時間として取り扱う。

確認!

4. 車内に公金の入った貸与品の札入れを置き忘れた要因が車内でのお客さま対応であることから、車掌が車内業務に専念できる体制とするために、「サンライズ瀬戸・出雲」の東京～熱海間下り列車は3人乗務、上り列車は2人乗務とすること。

【会社回答】今回の事象については、乗務体制が影響しているものではないと考えており、乗務体制を見直す考えはない。

《主な議論内容》

(組合) ダイヤ改正以降、トラブルについてどのような対応や対策をしたのか。現場に寄り添えない
極めて無責任発言!

(会社) 今回の交渉の中身を越えた範囲であるので、今回は回答しない。

(組合) 車内業務の対応の一環として、設備故障にまつわる事象もある。この間、対応や対策をしたのかを明らかにすること。

(会社) 今回の事象については、車掌の乗務体制と関係ない事象である。車両の改善については、車両課に伝えている。車両設備については、区別交渉で議論しているがより良い車両を提供していくことは当然である。今回の事象とは切り離して議論するべきだ。

(組合) 今回の事象は、乗務体制が影響していると考え。現行の体制では限界があることを引き続き訴えていく。

(会社) 乗務体制が影響したとは考えていない。

このような回答は認められない!

安全で品質の高い列車を提供するために、 引き続き検証行動を推し進めよう!